

注 記

一般会計等

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価により計上している。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの又は昭和 59 年度以前に取得したものは、原則として備忘価格 1 円としている。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ア 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- イ 満期保有目的以外の有価証券
 - (ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - (イ) 市場価格のないもの……………取得原価
- ウ 出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ア 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - 定額法とする。なお、主な耐用年数は以下のとおり。
 - ・建物：10 年～50 年
 - ・工作物：10 年～80 年
 - ・物品：6 年～45 年
- ※土地、立木竹、建設仮勘定及び物品（美術品）は減価償却を行わない。
- イ 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - 定額法とする。
 - なお、ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法に基づき算定している。
- ウ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法とする。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ア 投資損失引当金
 - 市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上している。
- イ 徴収不能引当金
 - 長期延滞債権、未収金及び貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している。
- ウ 退職手当引当金
 - 期末自己都合要支給額を計上している。
- エ 損失補償等引当金
 - 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上して

いる。

オ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上している。

(5) リース取引の処理方法

ア ファイナンス・リース取引

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース期間の中途において契約解除が実質的に不可能であるもので、かつ、リース期間終了後又はリース期間途中でリース資産の所有権が借り手に移転する等、その取引の実態が財産の買入と同様の効果をもたらすと考えられる取引のうち、リース期間(1年以上)中のリース料総額が300万円を超えるものについて、資産に計上することとしている。

(イ) オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行い、資産に計上していない。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としている。

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

(7) 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上している。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じている。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

(単位：百万円)

種類	法人名	残高
債務 保証	該当なし	0
	小計	0
損失 補償	鳥取県農業農村担い手育成機構	7
	鳥取県造林公社	5,213
	鳥取県信用保証協会	271
	鳥取県産業振興機構	244
	小計	5,735
合計		5,735

5 追加情報

(1) 財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計、用品調達等集中管理事業特別会計、収入証紙特別会計、公債管理特別会計、給与集中管理特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、中小企業近代化資金助成事業特別会計、沿岸漁業改善資金助成事業特別会計、県営林事業特別会計、林業・木材産業改善資金助成事業特別会計、就農支援資金貸付事業特別会計、県立学校農業実習特別会計、育英奨学事業特別会計

イ 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等と普通会計とほぼ同様の範囲だが、一般会計等はいわゆる想定企業会計（県営農業集落排水事業、団体営農業集落排水事業）に係る債権債務を控除していない。

ウ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

エ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合がある。

オ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率は、次のとおり。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.8	136.9

カ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 80,986百万円

キ 繰越事業に係る将来の支出予定額 39,333百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

ア 売却可能資産の範囲及び内訳

(ア) 範囲

売却を予定している公共資産

(イ) 内訳

(単位：百万円)

区分	金額
事業用資産／土地・建物	198
合計	198

イ 減債基金に係る積立不足額

なし

ウ 基金借入金（繰替運用）

財政調整基金 4,000百万円

土地開発基金 100百万円

県立公共施設等建設基金 7,114百万円

美術品取得基金 485百万円

減債基金 9,000百万円

大規模事業基金 3,630百万円

長寿社会対策推進基金 2,500百万円

エ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 459,598 百万円

オ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおり。

(単位：百万円)

区分	金額
標準財政規模	209,036
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	41,692
将来負担額	747,458
充当可能基金額	45,678
特定財源見込額	13,078
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	459,598

カ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当なし

キ 所有外資産

国道（用地）、河川、農地、治山等は、管理等を行う県が県債等を財源に整備をしても、国等の資産とされることから、県に資産計上しない。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上している。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上している。

(4) 資金収支計算書に係る事項

ア 基礎的財政収支 △4,910 百万円

イ 既存の決算情報との関連性

(単位：百万円)

項目	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書【一般会計】	360,602	356,519
財務書類の対象会計との範囲の相違による差額（※1）	27,884	27,857
繰越金による差額（※2）	△6,731	—
資金収支計算書【一般会計等】	381,755	384,376

※1 上記の歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（12 会計）の分だけ相違する。

※2 歳入歳出決算書において収入に計上する繰越金については、資金収支計算書では収入に計上しないため、その分の差額が生じる。

ウ 一時借入金

- なし
- エ 重要な非資金取引
なし

全体会計及び連結会計

1 重要な会計方針

(1) 全体会計

一般会計等財務諸表と同様の基準に基づき、一般会計等に地方公営事業会計を加えて作成する。なお、地方公営企業法等が適用される会計については、地方公営企業会計基準等によることとし、処理方法の統一化は行っていない。

(2) 連結会計

連結対象とされる団体等の財務処理に関する基準に基づき作成された財務諸表を基本として、全体会計に連結対象団体を加えて作成する。また、連結対象団体の間の取引等については、相殺消去により調整を行っている。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

ア 全体財務諸表

一般会計等の会計区分に加え、次の会計を対象としている。

【公営事業会計】

電気事業会計、工業用水道事業会計、埋立事業会計、病院事業会計、天神川流域下水道事業特別会計、県営境港水産施設事業特別会計、港湾整備事業特別会計、国民健康保険運営事業特別会計

イ 連結財務諸表

全体財務諸表に加え、次の団体を対象としている。

【一部事務組合】

境港管理組合

【地方独立行政法人】

(地独) 鳥取県産業技術センター、(公大) 公立鳥取環境大学

【地方三公社】

鳥取県住宅供給公社、鳥取県土地開発公社

【第三セクター等】

(公財) とっとり県民活動活性化センター、智頭急行(株)、(公財) 鳥取県文化振興財団、(公財) 鳥取童謡・おもちゃ館、(公財) 鳥取県体育協会、(一財) 鳥取県観光事業団、(公財) とっとりコンベンションビューロー、(公財) 鳥取県国際交流財団、(一財) 因幡街道ふるさと振興財団、(公財) 鳥取県臓器・ア

イバンク、(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社、(公財) 中海水鳥国際交流基金財団、(公財) 鳥取県環境管理事業センター、(公財) 鳥取県食鳥肉衛生協会、(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター、(公財) 鳥取県産業振興機構、(公財) ふるさと鳥取県定住機構、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構、(一財) 鳥取県野菜価格安定基金協会、(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会、(公財) 鳥取県畜産振興協会、(公社) 鳥取県畜産推進機構、(公財) 鳥取県造林公社、(公財) 鳥取県林業担い手育成財団、(公財) 鳥取県栽培漁業協会、(公財) 鳥取県魚の豊かな川づくり基金、(公財) 鳥取県暴力追放センター、(公財) 鳥取県教育文化財団

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

なお、出納整理期間を設けている団体(会計)と出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整している。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合がある。